

告 示

埼玉県告示第三百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西武本川越ステーションビル

埼玉県川越市新富町一丁目二十二番地外、二丁目三十四番地外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

駐輪場の増設に伴う工事の際は、工事車両の出入り等が考えられます。つきましては、児童、生徒が工事現場付近を通行することを想定し、安全上の十分な配慮をお願いいたします。

二 縦覧期間

平成三十年四月六日から平成三十年五月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター